

第6回 精華町上下水道事業審議会 議事録

日時

令和元年11月11日（月）午後2時30分～午後5時00分

場所

精華町上下水道部事務所 2階 会議室

出席者

川勝委員、片上委員、木村委員、青木委員、青野委員、
白畑委員、高橋委員、田尻委員、長谷川委員

欠席者

小島委員

事務局

木村上下水道部長、久保経理営業課長、山本上下水道課長、笹木経理営業課長補佐
中西上下水道課担当課長補佐、山田経理営業課庶務係担当係長
岡田経理営業課営業係長、下村経理営業課営業係担当係長
岩井上下水道課施設管理係長、上田上下水道課施設建設係長

傍聴者

なし

議事

1. 開会
開会宣言
2. 委嘱状の交付
* 杉浦精華町長より委嘱状の交付
3. 精華町長あいさつ
4. 委員の紹介
資料1により説明
5. 事務局の紹介
資料2により説明

6. 会長及び副会長の選出

審議会設置条例第5条の規定により会長及び副会長を選出委員の互選により、会長に川勝委員、副会長に小島委員が選出された。

*川勝会長あいさつ

7. 議事

①精華町公共下水道事業使用料の改定について 資料3により説明

【主な質疑】

(青野委員) 下水道資産について、いつごろ造られて、耐用年数はいつごろまでですか。

(事務局) 本町の汚水処理は、流域下水道であり、処理施設は単独では持っていませんが、管路については、昭和の終盤から公共下水道として、桜が丘地区から整備を始めました。下水道管は、耐用年数が50年となっておりますので、今の段階で耐用年数を超えているものはございません。ピークはこれからであり、敷設後30～40年経っているものもございます。本格的な管更新というのは、まだこれからになります。

公営企業会計に移行したことから、キャッシュフローの問題もありますので、今のうちから更新費用を貯めておいても早くはないと考えております。

(青木委員) 平成30年度末の下水道普及率と未整備の地区は。完了の時期は。

(事務局) 普及率は30年度末で99.1%であり、未整備地区は旭地区と柘榴地区の一部であります。

現在、令和5年度完了に向けて、事業を進めているところでございます。

(田尻委員) 広域での整備になるので、木津川市の未整備地区についてもしっかり整備することにより、流域下水道の処理の単価等に関わってくるので、その辺りもしっかり指導してください。

(事務局) 木津川上流の流域については、旧の木津町の部分であり、しっかりと協議を進めていきたいと考えています。

(川勝会長) 下水道使用料改定結果について、31年度において、5千4百万円の基準外繰入の縮減ができるという理解で良いのか。

(事務局) 平成31年度、令和元年度ですが、下水道使用料の改定は、10月以降となりますので、改定による増収は約6千万円となり、それに伴う基準外繰入の縮減は、約5千4百万円程度となるということです。

②平成30年度上下水道事業の決算について 資料4、5により説明

【主な質疑】

(川勝会長) 特別利益、特別損失について、もう少し詳しく説明をしてほしい。

(事務局) 30年度の決算に際して、水道資産の消耗について、通年は減価償却という形で対応するが、残存価格として残っている資産をこれまで精算されてこなかった部分があったので、その部分を一括して特別損失として計上し、その資産の取得の段階で補助金等を活用して資産を取得しているものについては、その補助金分等を特別利益として計上したものでございます。

(青木委員) 上下水道事業の決算内容を説明するのに、決算書を使用して説明することはよく理解できるが、決算監査に対する監査委員の意見や町議会の意見等も参考に添付してほしい。

(事務局) 決算内容の説明のための資料として、決算書を利用しただけなので、監査委員の意見書等は添付を考えていなかったが、次の機会に意見書を示していきたい。

決算審査において、未収金についての対応や経理処理、減価償却手法に関するご指摘などを頂きました。

また、今回の上下水道の決算認定について、議会の方でも特段反対意見はございませんでした。

(青木委員) 給水停止について、以前は生命に係わる根幹なので、なかなか実行できないと聞いていたが、そのようなことの扱いはどうなっているのか。

(事務局) 給水戸数や配水量は増加しているが、有収水量は減っているという事業環境が厳しい状況の中で、水道水の供給というサービスを受けていただいたほとんどの方から料金を頂いている訳で、不公平感をなくすためにもしっかりと料金徴収するため、給水停止を行ったわけですが、もちろん生命に直結することです。料金が未納になったらすぐに給水停止ということではなく、そこは丁寧に時間をかけ、話し合いをしながら丁寧に段階的に進めています。

(川勝会長) 下水道会計について、企業会計という会計制度に変わったことで、未収金が増えていますがもう少し詳しく説明してください。

(事務局) 官庁会計の場合、4月1日から翌年3月31までの事業年度に対して、5月31日までの出納閉鎖期間がある訳ですが、企業会計移行に伴い、30年度決算よりこの出納閉鎖期間がなくなり、打ち切り決算を行ったため、3月31日までに入金され

なかったものや、支出できなかつたものが収入未済額或いは、不用額として計上させていただいています。

(青野委員) 国庫支出金や町債については、5月末まで入ったという理解で良いのか。

(事務局) はい、収入未済額5億1千万円余りのうち、5月末までに3億6千万円余りは歳入しておりまして、残りは令和元年度に繰り越しとなったものでございます。

(田尻委員) 下水道使用料は、6千万円程度未収金となっているが、時効は何年か。

(事務局) 下水道使用料は、公債権であり、消滅時効は5年となっています。可能な限り、滞納金額の少ないうちに声をかけ、分納等の誓約や納付計画の相談に乗っているところです。

(青木委員) 現場は大変だと思いますが、しっかりやっているということの説明して頂いたら良いと思います。

③精華町水道の現状と今後について 資料6により説明

【主な質疑】

(片上委員) 昨今の精華町では、人口が増えない割に世帯数は増えているという状況があります。高齢者の単身者が増えているということだと思います。上水道料金も下水道使用料と同様に料金改定をしていくことになるんですが、単身者が増えている状況での使用量を参考に料金改定を試算するだけでなく、本町の現状を加味した料金改定をお願いしたいと思います。

(事務局) ご助言を頂いたとおり、給水戸数は増加しているが、有収水量は減っている状況であり、水道事業の厳しい経営状態の中で本町の現状を踏まえた料金体系を検討していきたいと考えています。また、下水道では、基本水量0立方メートルという形で改定しましたが、上水道については、先ほども青木委員からお話がありましたように、命に係わる部分もありますので基本水量の考え方についてもしっかりと検討していきたいと考えております。

(田尻委員) 災害が起こった時など、町内の業者の力は必ず必要になると考えていますし、公正、公平性も理解はしていますが、私としては特にいろんな分野で、出来る限り町内業者を使ってほしいと思います。

また、学研都市という中で、新しい時代、新しい技術IOTとか、AIということを考えて、イノベーションをしっかりやっていく必要もあると思います。

(事務局) 上下水道部ですべてをお答えすることもできない大きな問題だと思いますが、災害時の対応等については、当然町内の業者さんの働きが大きいと思いますし、今のご意見を否定するようなものではございません。町発注の事業につきまして、その技術力の問題や、資金調達の問題なども加味しながら町として今まで発注してきていますし、今後も同様の考え方で進んでいくと考えています。

(川勝会長) 資料⑥で説明いただいた内容について、審議会としても今後議論を深めていくためにも、一つのたたき台となりますし、次回以降もこのことについては意見を頂きたいと思います。

とりわけ、片上委員からの人口構造の変化に配慮した料金改定のあり方や、事務局からの基本水量の考え方についても、非常に重要なお意見を出していただき、今後の審議会でも適宜情報共有をしていきたいと思っています。

以上で審議会を閉会したいと思います。

(事務局) 活発なご議論、貴重なご意見を頂戴いたしました。

下水道のみならず、上水道につきましても、安定的な経営を求めて、審議会委員の皆様のお力を拝借しまして今後も頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8. 閉会

以 上